

節言等安心住害いる(住主双修)補助金

※ 工事の着工前に申請してください

【対象者】 介護認定を受けていない 60 歳以上の方または同居する方で、

前年の世帯総所得が550万円以下の方

【補助対象】 市が指定する3万円以上の手すりの取り付け、

段差解消などの改修工事

【補助額(1,000円未満の端数は切り捨て)】

<地元企業を利用> 工事費の 4/5 (上限額 22 万円)

<市外企業を利用> 工事費の 2/3 (上限額 18 万円)



最大



《住意》的《住主双修》辅助金

※ 工事の着工前に申請してください

【対象者】 みずからが居住する住宅の改修工事を行う方

で、前年の世帯総所得が550万円以下の方

※ 子育て世帯 (注1)は680万円以下

【補助対象】 市が指定する50万円以上の間取り変更、

増築、外壁、屋根などの改修工事または

耐震改修工事



<地元企業を利用> 工事費の 20% (上限額 40 万円、耐震改修の場合は 50 万円)

<市外企業を利用> 工事費の 10% (上限額 20 万円、耐震改修の場合は 30 万円)

さらに、子育て世帯 (注 1) の場合は、改修費用の 5%相当額 (最大 10 万円)を補助金の額に加算します



与合心住主心含等(住主建設又は購入)補助金

※ 居住後に申請してください

【対象者】 みずからが居住するために、住宅を建設し

た方または建売・中古住宅を購入した方

【補助対象】 建物の建設費または購入費

※ 土地代、外構工事の費用などを除く

120層

【補助額(1,000円未満の端数は切り捨て)】

●新築・建売住宅(建売住宅は完成後、未使用で1年以内のものに限る)

<地元企業を利用>・まちなか居住区域 5.0% (上限額 120 万円)

・それ以外の区域 4.0% (上限額 100 万円)

<市外企業を利用>・まちなか居住区域 3.0% (上限額 70万円)

・それ以外の区域 2.0% (上限額 50万円)

●中古住宅を購入(建築確認が行われた日が昭和56年6月1日以降のものに限る)

・まちなか居住区域 3.0~5.0% (上限額70万円)

・それ以外の区域 2.0~4.0% (上限額50万円)

※ 建築年次によって補助率・上限額が変わります

さらに、子育て世帯 (注 1) の場合は、子ども 1 人当たり 10 万円を補助金の額に加算、 転入者 (注 2) の場合は、20 万円相当の商品券を交付します 助金制度を活用しましょう!

お気軽に建築指導係までご相談ください。て費用の一部を助成しています。まずはに対し、「ハートフル住まいる補助金」としい却、太陽光発電システムの設置費用など市では、住宅の新築や改修、老朽住宅の

2017.5.1 広報すながわ 2



てください

【対象者】 住宅の所有者(相続人を含む)で、前年の世帯総所得が

550 万円以下の方

【補助対象】 ①昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された個人が所有する 住宅で、空き家として1年以上経過、または建て替え

のために除却するもの

②地元企業との契約によるもので、市が指定する工事が50万円以上であること

【補助額(1,000円未満の端数は切り捨て)】

<地元企業のみ> 除却工事費の 20% (上限額 30 万円)

※ 別棟の車庫、物置、離れなどの除却費、植栽などの移設・撤去費や登記の事務費などは 対象となりません



工事の着工前に申請してください

【対象者】 ①みずから居住または居住しようとする住宅、住宅と同一 敷地内に太陽光発電システムを設置しようとする方

②太陽光システム付き住宅を購入し、住居しようとする方

【対象条件】 設置する際に未使用のものであること、JIS 規格または JET の認証を取得しているもの

【補助額(1,000円未満の端数は切り捨て)】

<地元企業を利用> 工事費の 20% (上限額 30 万円)

<市外企業を利用> 工事費の10% (上限額15万円)

太陽電池モジュール本体費用、事務費または調査等に要する費用は対象となりません

これらの補助金制度は、工事内容などで補助対象となら ないものもありますので、 事前にご相談ください

(注1) 満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの方を扶養する世帯

任

 \mathcal{O}

(注2) 砂川市以外の市町村に住んでいた方で、申請をする日までに砂川市の住民基本台帳に記録されて いる方

◆お問い合わせ 建築指導係542121

住生活支援係匈2 お問い合わせ

2

、ださい。 0 (援係で受けてい 空き家のご相 利 活用や除却等の各種 お困りの場合には 談 います。 は、 住生

空き家が 法侵入や不法投棄、 影響を及ぼす原因となり ると、 など、 空き家は個 発生する可能性があり 気の危険: で、 環境上の観点から、 錠が不完全な場合 材の飛散 空き家は、 を問われることがあ 正に維持管理がされて 適 損害賠償などの :原因で事故等が 安全性や衛生 性、 正な管理に努め 人の財 など、 老朽化による 屋根や壁の 周囲 放火の 産で は、 画 ´ます。 ま ŋ 管 発 問 題 恐 不

築部

施

壊

適

17



最大